

高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から病院内に虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は、病院の委員会に年に 1 回以上参加する。委員会では以下の事を協議します。会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回実施します。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の担当窓口へ報告します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関へ報告します。

6 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関へ報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する